

# 幸区区民アンケート実施要綱

平成19年10月16日

19川幸総第586号

## (目的)

第1条 幸区区民アンケート（以下「アンケート」という。）は、区政に対する区民の意識を多面的に調査することにより、区民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、区政運営及び地域課題解決の参考とすることを目的とする。

## (調査の設計)

第2条 調査の設計は、次のとおりとする。

### (1) 調査地域

川崎市幸区全域

### (2) 調査対象

川崎市幸区在住の満18歳以上の男女個人

### (3) 母集団

住民基本台帳

## (調査内容)

第3条 調査は、「定点調査」、「特別調査」及び「属性調査」について、行うものとする。

## (調査項目)

第4条 定点調査は、原則として次の項目について、調査する。

### (1) 区政に対する評価と要望

### (2) 市民活動及び地域活動への参加

2 特別調査は、各課（部を置かない部に相当する部署及び課に相当する部署

を含む。)において必要とする調査について、実施するものとする。

3 属性調査は、回答者の属性を調査するもの(フェイスシート)とし、統計資料及び内容分析に使用するものとする。

(調査結果の活用)

第5条 区長は、調査結果を関係各方面に周知するとともに、区政運営及び地域課題解決に活用するものとする。

(個人情報 の適正管理)

第6条 アンケートの実施にあたり、その事務に従事する者は、当該事務により収集した個人情報を、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重かつ適正に管理する。

(総括的事務処理の所管)

第7条 アンケートに関する総括的事務処理は、幸区役所まちづくり推進部企画課が所管する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アンケートの実施に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。